

国立大学法人岩手大学理事に関する規則

平成17年 5 月 19日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）理事に関し、国立大学法人法に定めるもののほか、職務、選任方法及び任期について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 理事は、学長を補佐し本学の業務を掌理する。

2 理事の業務分担は、学長が別に定める。

3 あらかじめ学長が指名する理事は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

(選任方法)

第3条 理事は、学長が岩手大学職員、学外の有識者等から選考し、任命する。

(任期)

第4条 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該理事を任命した学長の任期を超えないものとする。

2 理事が辞任を申し出たとき又は欠員となったときの補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学長が欠員となった場合の理事の任期の末日は、第1項の規定にかかわらず、後任の学長が任命される日の前日とする。

附 則

この規則は、平成17年6月5日から施行する。